

令和元年度 第8回中区協議会

会議資料

【報告事項】

- ア 中区協議会新委員推薦について
- イ 中区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の提案について

令和元年1月22日開催

中区協議会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	中区協議会新委員推薦について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	—
対象の区協議会	中区協議会
内 容	令和元年11月27日(水)に開催された、中区協議会推薦会協議事項の下記2点について報告するもの。 (1) 推薦を依頼する団体及び直接指名委員の選考について (2) 公募委員の選考要領について
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	
担当課	中区協議会推薦会

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

団体推薦・直接指名委員 割り振り表

(敬称略 ○数字は委員の期数)

団体名	分野	人 数	
		現在	新委員
中区自治会連合会	自治会 (1団体)	4人 (寺田②、鈴木①、橋本①、村井①)	4人
国際ソロプチミスト浜松	女性 (1団体)	1人 (岡本①)	1人
浜松市人権擁護委員連絡協議会	福祉 (5団体)	1人 (鈴木②)	1人
浜松市中区民生委員児童委員協議会		1人 (杉山②)	1人
NPO法人 浜松市身体障害者福祉協議会		1人 (原田①)	1人
浜松市中区保護司会		1人 (大石②)	1人
NPO法人 はままつ子育てネットワークぴっぴ		1人 (森口①)	1人
(一社) 浜松市医師会	医療 (1団体)	1人 (山岡②)	1人
浜松市消防団中区支団	防災 (1団体)	1人 (藤田②)	1人
(一社) 浜松商店界連盟	商工 (1団体)	1人 (山本①)	1人
浜松市PTA連絡協議会	教育 (2団体)	1人 (内山②)	—人
浜松市青少年育成指導員会議		1人 (大渡②)	1人
NPO法人 浜松男女共同参画推進協会	その他 (2団体)	1人 (定方①)	1人
浜松市消費者団体連絡会		1人 (加藤①)	1人
団体推薦委員 計	13団体	17人	16人
直接指名委員 計	—	1人 (岡田①)	1人
			1人

中区協議会公募委員選考要領

(目的)

第1条 この要領は、中区協議会委員のうち、公募による委員（以下「公募委員」という。）の選考の実施について、浜松市附属機関等の委員の公募に関する要綱に定めがあるもののほか必要な事項を定める。

(公募委員の定数)

第2条 公募委員の定数は、2人とする。ただし、公募により選考した委員数が定数に満たなかったときは、当該選考した委員数をその公募における委員の定数とする。

(公募の方法)

第3条 公募は、別に定める募集要項を「広報はままつ」に掲載すること及びインターネットのホームページに掲載することにより行う。

(選考委員会の設置)

第4条 応募のあった者の内から、委嘱する公募委員を選考するための組織（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会委員は、中区協議会推薦会（以下「推薦会」という。）の委員をもって充てる。
- 3 選考委員会に委員長を置く。
- 4 前項の委員長は、推薦会の会長の職をもって充てる。
- 5 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

(選考の方法)

第5条 公募委員の選考は、選考委員会において、応募する者の提出する応募申請書及び小論文の審査によって行う。

- 2 選考委員会の委員長が必要があると認めるときは、小論文の審査に基づき、委員長が指定した応募者を対象に、面接審査を行い、面接審査の得点を小論文の得点に合算し、選考することができる。
- 3 小論文の審査及び面接審査の選考の基準は次のとおりとする。
 - (1) 小論文の審査は、選考委員会の委員が小論文を次に掲げる審査項目について、5段階評価（最高5点～最低1点）を行い、委員の合計点を応募者の得点とする。
なお、応募者の得点が6割以上の場合、選考の対象とする。

審査項目	配点
①「中区の課題とその解決方法」が、自分の考えとして具体的に読み取れるか。	5点満点
②「中区の課題とその解決方法」の方向性は適切か。	5点満点
③「中区の課題とその解決方法」を、幅広い視野で捉えているか。	5点満点
④文章の構成がしっかりとしているか。	5点満点

(2) 面接審査は、選考委員会の委員が、次に掲げる審査項目について、5段階評価（最高5点～最低1点）を行い、委員の合計点を応募者の得点とする。

なお、応募者の得点が6割以上の場合、選考の対象とする。

審査項目	配点
①市政に対して関心や問題意識が感じられるか。	5点満点
②発言から市民の感覚や市民の目線が感じられるか。	5点満点
③地域を良くしていこうという熱意が感じられるか。	5点満点
④発言が論理的で説得力があるか。	5点満点

附 則

この要領は、平成25年11月27日から施行する。

この要領は、平成27年11月24日から施行する。

この要領は、平成29年11月27日から施行する。

この要領は、令和元年11月27日から施行する。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	中区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の提案募集について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	—
対象の区協議会	中区協議会
内 容	令和2年度中区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の提案募集を12月20日より開始した。事業及び今後のスケジュールについて報告するもの。 (スケジュール) 12月20日 助成事業募集開始 1月29日 助成事業募集〆切 2月10日 提案事業のヒアリング(中区行政推進会議) 2月26日 中区協議会(意見聴取) 3月(予定) 中区行政推進会議にて採択・不採択の決定 4月(予定) 中区協議会(採択結果の報告)
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	次回、中区協議会(2月)にて、提案の採択・不採択を決定するにあたり、区協議会の意見を伺う。
担当課	中区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和2年度 中区地域力向上事業 『市民提案による住みよい地域づくり助成事業』提案募集要項

「地域力向上事業」とは？

「地域力向上事業」とは、区民の参加と協働により、区の特性を活かした事業や区の課題を解決する事業を実施することで、住みよい地域社会の実現を目指すものです。地域力向上事業は、次の3つの区分で構成されます。

<① 市民提案による住みよい地域づくり助成事業>

団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業

<② 区民活動・文化振興事業>

地域の活性化や文化振興のため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業

<③ 区課題解決事業>

区内の課題を解決するため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業

<①「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」>のうち、下記の「中区の地域課題」の解決につながる提案を募集します。

中区の将来像

「都市の顔 薫る文化の 中区」

中区は、都市の顔として、本市の発展をけん引する中心的役割を担うとともに、自然と調和の取れた魅力とにぎわいのある都市空間を形成し、歴史や文化の薫りを感じるまちを目指します。

中区の地域課題

①にぎわいと文化を育むまちづくり

- ・ 都市のイメージの向上及び都市の活性化と賑わいづくり
- ・ 貴重な自然や建造物と都市空間と調和による文化が薫る魅力的な空間の整備
- ・ 地域に根ざした文化や生涯学習・スポーツの振興等、創造的文化芸術活動の促進 など

②共生のところで優しさあふれるまちづくり

- ・ 共生・共助でつくる豊かな福祉社会の実現
- ・ 子どもの健やかな成長と安全で安心して子育てができる環境づくり
- ・ だれもが健康でいきいきと生活できる環境づくり など

③安心して快適に暮らせるまちづくり

- ・ 安全・安心な暮らしを確保するための防災・防犯対策への取組み
- ・ 都市部における高齢者世帯の増加に伴う地域コミュニティの再構築
- ・ 快適な都市空間の形成 など

1 応募資格

3人以上で構成され、市内に住所を有する又は市内で活動する法人その他のグループで、申請時点で市税の未納がない団体。ただし、次のいずれかに該当する団体を除きます。

- (1) 政治・宗教を目的とする団体
 - (2) 暴力団、暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等となっている法人その他の団体
 - (3) その他公序良俗に反する団体
- ※団体の活動内容がわかるもの（定款・規約または活動内容を示す資料、団体の構成員名簿）を確認させていただく場合があります。

2 対象事業

次のいずれかに該当する公益性のある事業で、令和2年度に中区内で実施するもの

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善・生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業

3 対象外事業

次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

- (1) 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 浜松市の他の補助金（例：みんなのはままつ創造プロジェクト）等の支援を受ける事業
- (4) 国、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業
- (5) 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業
- (6) 過去に不採択とされた事業
- (7) 過去に3回採択した事業（3回目までは対象になります）
- (8) 中区以外の区にも提案する事業

4 補助率・補助限度額など

●補助率：補助対象経費の2分の1以内（千円未満の端数は切り捨て）

※補助金額は、事業採択後に補助対象経費を精査したうえで決定します（事業費のすべてが補助の対象となるとは限りません）。

※過去に採択された事業が、再度又は再々度採択された場合は補助率が下がります（再度40%以内、再々度25%以内）。

●補助対象経費：別表（P4）のとおり

●補助限度額：上限200万円

●交付時期：事業の完了後、実績報告書が提出され、交付金額が確定した後に交付します。

5 事業ヒアリング

- ・提案いただいた事業について、ヒアリングを行います（令和2年2月10日（月）の予定です）。
日時は、募集の締め切り後に調整させていただきます。
- ・ヒアリングでは、提案者から事業の概要について説明をいただくとともに、中区行政推進会議（※）のメンバーから質疑があります（1団体15分程度）。
※中区長、副区長、区調整官及び中区役所各課長による会議

6 事業の決定

- ・提案いただいた事業は、中区協議会の意見を踏まえ、中区行政推進会議で独自性、公益性、必要性、効果などの観点から審査をして、採択・不採択を決定します。
- ・採択・不採択は、令和2年3月上旬に郵送により通知する予定です。
- ・採択となった場合は、改めて補助金申請の手続き（予算書等の作成、提出）が必要です。

【過去の主な不採択理由】

- ・商業性が高く、補助金によらず実施できる可能性が高いため。
- ・企業の社会貢献的な意味合いが強く、公益性が低いため。
- ・団体の発表会的な意味合いが強く、多数の一般参加が見込めないため。
- ・有料の習い事との差別化が困難なため。
- ・市がすでに実施している事業と内容が類似しているため。

7 応募方法

次の提出書類を中区役所区振興課に直接提出（郵送、FAX 及びEメール不可）してください。
提出にあたっては、浜松市地域力向上事業実施要綱をご確認ください。

●提出書類（浜松市ホームページ>中区>地域力向上事業 からMs-Word版をダウンロード可）

- ・ 事業提案書（第1号様式）
- ・ 収支予算書（第2号様式）
- ・ 団体の概要書（第3号様式）
- ・ 市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- ・ 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（給与所得者を雇用する事業者のみ）

●募集期間

令和元年12月20日（金）～ 令和2年1月29日（水）【必着】

※応募に必要な書類を作成した後、1月27日（月）までに中区区振興課へ事前相談してください。

●提出先

中区役所区振興課（浜松市中区元城町103番地の2 浜松市役所本館2階）

※午前8時30分から午後5時15分まで受け付けします（土日・祝日、12月29日から1月3日までを除く）。

●問い合わせ

- ・電話番号：053-457-2210（中区役所区振興課直通）
- ・Eメール：c-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

8 事業の評価

事業の完了後、事業の実績について評価し、その結果を浜松市ホームページで公表します。

<別表 補助対象経費>

経費区分	備考
報償費	団体構成員以外の出演者等に対する謝礼で、事業規模等に応じ、適正かつ妥当な額とする。
賃金	特定の技量を要する行為又は特別に役務の提供が必要と認められる場合に、事業規模等に応じ、適正かつ妥当な人数・時間の範囲内で実施する経費を対象とする。団体構成員及びアルバイトは、申請時点での静岡県最低賃金を原則とし、団体構成員以外の実施するその他の資格及び特殊技能を要する業務は、専門性に適した金額とする。
旅費	宿泊費については、1名1泊10,200円を上限とする。（食事代は対象外） ※ 宿泊しなければ事業の実施が困難であると認められる場合に限る。 交通費については、出演者等との連絡調整、出演者等の旅費に係る経費の実費負担分を補助対象とする。 事業実施のための視察旅費は補助対象外とする。
需用費	消耗品は単価2万円（税込）未満のものを対象とする。 食糧費は事業実施に必要と認められるものを対象とする。ただし、事業主催者側（ボランティア含む）の飲食物は補助対象外とする。
役務費	
委託料	事業全てを委託する場合は補助対象外とする。 見積は原則3者以上から徴収するものとする。
使用料及び賃借料	
原材料費	特定の個人・団体のみが利益を受ける資産形成につながるものを除く。
※すべて事業実施に直接係る経費とする。 ※領収書を徴することができないものは補助対象外とする。 ※報償費及び賃金については、補助対象経費の総額の50%を超えないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。	